

議第 3 号議案

桐生市議会の議決すべき事件を定める条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び桐生市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 31 年 3 月 15 日提出

提出者	桐生市議会議員	周	東	照	二
賛成者	桐生市議会議員	人	見	武	男
	同	関	口	直	久
	同	北	川	久	人
	同	田	島	忠	一
	同	新	井	達	夫
	同	周	藤	雅	彦

桐生市議会議長 森 山 享 大 様

桐生市議会の議決すべき事件を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項及び桐生市議会基本条例(平成25年桐生市条例第35号)第24条の規定に基づき、桐生市議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件について、他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等(当該計画、指針等の期間が3年以上のもののうち、市政運営上特に重要なものに限る。)の策定、変更又は廃止
- (2) 姉妹都市、親善都市等の提携又は解消

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（桐生市総合計画条例の一部改正）

- 2 桐生市総合計画条例(平成29年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「基本構想」を「総合計画」に改める。

議 案 説 明

議第 3 号議案 桐生市議会の議決すべき事件を定める条例案

桐生市議会の議決すべき事件について、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものです。